

## 第 217回通常国会

# 村田きょうこ 「今回の質疑のポイント」 No.4

2025 年 3 月 24 日（火）経済産業委員会



ご安全に！ 参議院議員の村田きょうこです。

3 月 24 日(月)の経済産業委員会にて、予算委員会から委嘱を受けた経済産業分野に関する質疑を行いました。

## 1. 米国が輸出を規制している半導体を、日本からその国に持ち出しても良いのか？

【政府答弁】

- ・外為法では、購入時の規制ではなく、むしろ輸出の際の許可を必要としている。
- ・今年五月末頃に施行予定の外為法改正で、性能次第ではグラフィックボードが輸出規制の対象となる。
- ・外為法の規制対象貨物は、個人が手荷物に入れて持ち出す場合も輸出許可が必要になる。
- ・法規制を知らずに規制対象品の持ち出しを防ぐため、輸出者への十分な説明とともに、相談にも丁寧に対応していく。
- ・意図的に規制を逃れようとする者に対しては、外為法の運用や執行の実効性向上に取り組んでいる。
- ・迂回輸出のリスクを低減するため、我が国の輸出管理に係るノウハウや個別事例の共有等を行い、アジア諸国の対応力を強化してきた。

## 2. 急増中の安価な中国製鋼材輸入について

【政府答弁】

- ・米国の関税措置等により国内への流入が更に増加し、国内のサプライチェーン維持や、脱炭素化のための投資計画に重大な影響が生じることを危惧している。
- ・中国の鉄鋼産業の動向をしっかりと注視をしながら、我が国産業界ともよく対話をしながら、二国間対話や多国間の場の活用も含めて検討する。
- ・産業界からの具体要請があれば、我が国産業界への影響などを丁寧に確認しつつ、WTO協定及び関係国内法令にのっとり適切に対応する。

今回取り上げた半導体の輸出規制は、基幹労連の加盟組合から受けた相談を基にしています。Deep Seek に使われている米国エヌビディア製の半導体は、シンガポール、マレーシアを経由して輸出が規制されている中国に渡ったと言われています。同様のことが日本でも起こり、結果として日本も規制対象国に指定されないことがないよう、今回の制度改正が実効力を伴うものなのか、今後も注視していきます。

※詳細は次頁以降、または YouTube をご覧ください。



# 1. 輸出規制国への半導体持ち出し対策

## 【課題認識】

- ・秋葉原で販売された、エヌビディアの次世代最上位 GPU が搭載されているグラフィックボードを中国系転売業者が購入し、SNS 上で転売の価格交渉が行われた。
- ・中国の Deep Seek 社が開発した大規模言語モデルに使われている半導体は、中国への輸出が規制されている米国エヌビディア製で、米国からシンガポールが輸入しマレーシアを経由して中国に渡ったとして調査が行われている。
- ・米国の輸出管理規制の対象になっている GPU が、日本から規制対象国の中国に渡るようなことが続けば、日本も米国から輸出規制の対象国になりかねない。

村田:米国の輸出管理規制で、日本へは輸出が許可され中国へは輸出が制限されている半導体を積んだグラフィックボードを、日本から中国に輸出する際の規制はあるか？

武藤経済産業大臣:半導体や電子計算機は、その仕様、性能によっては外為法の規制対象となり、そのような製品を輸出する際には許可の取得が必要となる。委員御指摘のグラフィックボードは、現時点では外為法の輸出規制の対象にはなっていないが、今年五月末頃に施行予定の制度改正により、半導体の性能次第で輸出規制の対象となる。

村田:個人がハンドキャリーで持ち出すなどで、最新のグラフィックボードが日本から中国に輸出されていないか、法規制の実効性を高めることが重要だと思うがいかがか？

武藤経済産業大臣:法規制を知らずに規制対象品の持ち出しを防ぐため、輸出者への十分な説明とともに、相談にも丁寧に対応していく。税関等の関係省庁と協力をし、意図的に規制を逃れようとする者に対して、外為法の運用や執行の実効性向上に取り組んでいる。

村田:例えば、今後このグラフィックボードが外為法の規制対象となった場合に、日本の秋葉原で販売されたときに、中国の方が購入をすることは規制されるのか？

政府参考人:日本の外為法においては、特定の品目を輸出する際に経済産業大臣の許可を取得することを義務付けている一方で、委員御指摘の事例のような、日本国内において特定の品目を購入すること自体を規制するものではない。

村田:日本での購入時の本人確認や、購入後の追跡、トレーサビリティなどの対策は考えられていないのか？

武藤経済産業大臣:外為法は対外取引が自由に行われることを基本としており、必要最小限の管理等を行うことを基本的な考え方としているため、購入時点での規制は行わず、輸出許可を得ていない規制対象貨物が輸出されることのないよう取り組んでいる。具体的には、水際で貨物を確認する税関で、外為法の規制対象か否かを確認する実効性を高めるため、外為法上注視すべき品目について税関等と定期的に意見交換を行っている。

村田:シンガポールからマレーシアを経由して中国に渡った Deep Seek 社の半導体のように、日本から第三国を経由して安全保障上の懸念がある国へ迂回輸出されることについても規制が必要だと考えるがいかがか？

武藤経済産業大臣:第三国を経由して懸念国に輸出をされる迂回輸出のリスクを低減するため、これまで我が国の輸出管理に係るノウハウや個別事例の共有等を行い、アジア諸国の対応力を強化してきた。また、欧米等への輸出についても迂回輸出の懸念が判明したため、今般の制度改正では新たに輸出許可申請を義務付ける制度を導入予定である。

村田:今回の秋葉原のエヌビディアの件のように、アメリカから日本に入った製品が中国に渡ってしまうという懸念が持たれると、半導体がアメリカから入って来なくなり、日本の産業が大きな影響を受けてしまう。引き続き米国から半導体が輸入できる環境づくり

のために、連携を図っていくことが重要と考えるがどうか？

武藤経済産業大臣：例えば米国規制を知らずに違反されることを回避するため、ジェトロ主催で米国当局による日本の産業界向けの説明会を開催し、米国の輸出管理制度の周知を行っている。また、仮に日本を経由する形での米国制度への違反が認められた場合には、米国当局と情報交換を行うことで違反事例の摘発に協力するといった対応も行っている。

村田：シンガポールのタン・シーレン第二貿易産業大臣は、このエヌビディアの半導体問題に関して、「他国の輸出規制を回避又は違反するような行為を故意に行う企業を私たちは決して容認しない」と述べている。大臣は、米国の輸出管理規制を回避又は違反するような行為に対して、どう臨んでいくつもりか？

武藤経済産業大臣：税関としっかりと連携を取りながら、この辺について今後も協議をしていかなきゃいけないと思っている。

村田：今後、外為法を改正して、このグラフィックボードについても規制を強化していく場合に、逆に中国から日本に対して報復される可能性も考えなければいけないが、その点については、大臣はどうお考えか？

武藤経済産業大臣：中国を含めた諸外国とは輸出管理に関する対話の機会を定期的に設けており、お互いの国の輸出管理制度に対する理解を深めることに努めている。

## 2. 中国からの安価な鋼材輸入について

### 【課題認識】

- ・現在、中国から安価な鋼材が日本に流入している。政府が推進する価格転嫁を進めたいが、それをやってしまうと中国製品との競争に負けてしまう。
- ・この1月には、日本鉄鋼連盟が政府に対して通商措置などの対応策について文書にて要望を出している。

村田：中国から安い鋼材が入ることによる日本への影響をどう認識しているか？

武藤経済産業大臣：世界最大の鉄鋼生産国の中国では、不動産市況の低迷など国内需要の減退によって余剰となった鋼材が大量に海外に輸出され、我が国への輸出も増加傾向にあると認識をしている。我が国の鉄鋼業界は、今般の米国の関税措置等により行き場を失った中国製の割安な鋼材の国内への流入が更に増加し、国内のサプライチェーン維持や、脱炭素化のための投資計画に重大な影響が生じることを危惧しているものと承知をしている。こうした懸念に対して、中国の鉄鋼産業の動向をしっかりと注視をしながら、我が国産業界ともよく対話をしながら、二国間対話や多国間場の活用も含めて検討してまいりたい。

村田：中国製の安価な鋼材が今入っていることに対し、すぐにでも対策していかなければいけないと思うが、具体的にどのようにお考えか？

政府参考人：委員御指摘の状況を踏まえ、例えばアンチダンピングなどの措置について、産業界から具体的な措置の要請が行われる場合には、中国産鋼材による我が国産業界への影響などを丁寧に確認しつつ、WTO協定及び関係国内法令にのっとり適切に対応してまいりたいと考えている。

村田：アンチダンピングや、セーフガード、また補助金・相殺措置等があるが、調査に一年ぐらい掛かる。今申入れがあって調査しますとなったとしても一年掛かっての話になるので、この間をどう対応していくのか、新たな措置も何かしら考えるべきではないか。

以上